

令和 7 年

第1回軽井沢町議会定例会
6月会議議案

軽 井 沢 町

令和 7 年第 1 回軽井沢町議会定例会 6 月会議議案目次
(令和 7 年 6 月 5 日提出分)

議 案 番 号	議 案 名	頁
議案第 4 0 号	軽井沢町宿泊税条例の制定について	4
議案第 4 1 号	軽井沢町宿泊税基金条例の制定について	23
議案第 4 2 号	軽井沢町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	26
議案第 4 3 号	軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について	32
議案第 4 4 号	軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	37
議案第 4 5 号	令和 7 年度町単木もれ陽の里屋根他改修工事請負契約の締結について	43
議案第 4 6 号	北陸新幹線軽井沢構内唐松歩道橋補修工事に係る協定の締結について	47
議案第 4 7 号	令和 7 年度ゼロ町債町単小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について	57
議案第 4 8 号	指定管理者の指定について（重要文化財旧三笠ホテル）	61
議案第 4 9 号	町道の廃止について	65
議案第 5 0 号	令和 7 年度軽井沢町一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 5 1 号	令和 7 年度軽井沢町駐車場特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 5 2 号	令和 7 年度軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
報告第 1 1 号	令和 6 年度軽井沢町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	67
報告第 1 2 号	令和 6 年度軽井沢町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	69
報告第 1 3 号	令和 6 年度軽井沢町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	71

報告第 1 4 号	令和 6 年度軽井沢町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	73
報告第 1 5 号	専決処分の報告について（令和 5 年度国補重要文化財・旧三笠ホテル防災・活用整備工事変更請負契約の締結について）	75
報告第 1 6 号	一般社団法人軽井沢町振興公社の経営状況について	79
報告第 1 7 号	公益財団法人軽井沢大賀ホールの経営状況について	80

軽井沢町宿泊税条例の制定について

軽井沢町宿泊税条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 5 日提出
軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

令和 7 年 月 日
軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

軽井沢町宿泊税条例（案）

（宿泊税）

第1条 国際親善文化観光都市及び滞在型保養地としての魅力を高め、並びに来訪者の受入れ環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

（納税義務者等）

第2条 宿泊税は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（課税免除）

第3条 宿泊税は、次に掲げる宿泊に対しては、これを課さない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者が、当該学校のエ教育活動又は研究活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（当該学校の長がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊
- (2) 次に掲げる施設の満3歳以上の幼児又は当該幼児を引率する者が、当該施設が主催する行事として宿泊する場合（当該施設の長がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊
 - ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設及び同法第39条第1項に規定する保育所並

びに同法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育上の必要その他の特別の事情により必要なものとして規則で定める宿泊
(免税点)

第4条 宿泊税は、宿泊料金が1人1泊につき6,000円未満の宿泊に対しては、これを課さない。

(税率等)

第5条 宿泊税の税率は、1人1泊につき、次の各号に掲げる宿泊料金の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 6,000円以上1万円未満 150円
(2) 1万円以上10万円未満 200円
(3) 10万円以上 650円

2 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号の条例で指定する法定外目的税とする。

(徴収の方法)

第6条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第7条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設の経営者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要と認める場合には、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。
3 特別徴収義務者は、宿泊税を徴収しなければならない。

(申告納入)

第8条 特別徴収義務者（特定宿泊施設（宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる宿泊がない宿泊施設をいう。次条及び第11条第1項において同じ。）の特別徴収義務者を除く。以下この条において同じ。）は、毎月末日までに、前月の初日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

- 2 特別徴収義務者が、申告納入すべき前項の税額が規則で定める金額以

下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより町長が指定した者である場合には、同項の規定によって次の表の左欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及びその納入金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及びその納入金の納入期限と同一の期限とする。

1 月及び 2 月	3 月
4 月及び 5 月	6 月
7 月及び 8 月	9 月
10月及び11月	12月

3 特別徴収義務者は、その特別徴収すべき宿泊税に係る宿泊施設の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、前2項の規定にかかわらず、その日から1月以内に、その休止しようとする日又は廃止した日までにおいて徴収すべき宿泊税について申告納入しなければならない。

4 町長は、第2項の規定による指定をした特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

（特別徴収義務者としての登録等）

第9条 特別徴収義務者（特定宿泊施設の特別徴収義務者を除く。）は、宿泊施設の経営を開始しようとする日前5日まで（第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者にあつては、同項の指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を町長に申請しなければならない。

2 特定宿泊施設の特別徴収義務者は、当該特定宿泊施設である宿泊施設が特定宿泊施設に該当しなくなったときは、その日から10日以内に、特定宿泊施設に該当しなくなった宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を町長に申請しなければならない。

3 前2項の登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、そ

の代表者の氏名

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 経営開始年月日

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

4 町長は、前項の申請書を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、当該特別徴収義務者に対し、宿泊税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

5 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

6 第4項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

7 第4項の証票の交付を受けた者は、当該宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内にその証票を町長に返さなければならない。

8 登録特別徴収義務者（第4項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。次項及び第11項において同じ。）は、第3項各号に掲げる事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更を町長に申請しなければならない。

9 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

10 前項の規定による届出をした者であって、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

11 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第10条 町長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務

者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 町長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 町長は、第1項の申請を受理したときは、同項又は前項の規定による措置を採るかどうかについて、当該申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿記載等の義務)

第11条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を第8条第1項から第3項までの規定により納入申告書を提出した日(特定宿泊施設の特別徴収義務者にあつては、同条第1項に規定する納入申告書を提出すべき日)の属する月の末日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除の対象となる宿泊者数及び宿泊税額

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

(1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(帳簿等の電磁的記録による保存等)

第12条 特別徴収義務者は、前条第1項に規定する帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該帳

簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、前条第2項に規定する書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の保存をもって当該書類の保存に代えることができる。
- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、前条第2項に規定する書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の保存をもって当該書類の保存に代えることができる。この場合において、当該書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第13条 特別徴収義務者は、第11条第1項に規定する帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この条及び次条において同じ。）による保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、第11条第2項に規定する書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該書類の保存に代えることができる。
- 3 前条第1項の規定により第11条第1項に規定する帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は前条第2項の規定により第11条第2項に規定する書類に係る電磁的記録の保存をもって当該書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該帳簿又は当該書類の全部又は一

部について、規則で定めるところにより、当該帳簿又は当該書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿又は当該書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（帳簿等の電磁的記録等に対する法令等の規定の適用）

第14条 第12条又は前条に規定する規則に定めるところに従って備付け及び保存が行われている帳簿又は保存が行われている書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する地方税に関する法令又はこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該帳簿又は当該書類とみなす。

（納税管理人）

第15条 特別徴収義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、町内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を有するものに限る。）のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は町外に住所等を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて同日から10日以内に納税管理人承認申請書を町長に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その事由が生じた日から10日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

第16条 宿泊税は、地方税法施行令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。

（賦課徴収）

第17条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、地方税に関する法令及び軽井沢町町税条例（昭和37年輕井沢町条例第3号）の定めるところによる。この場合において、同条例第2条中「この条例」とあるのは「この条例及び軽井沢町宿泊税条例（令和7年輕井沢町条例第 号）」と、同条例第3条第2項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び宿泊税」と、同条例第18条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは軽井沢町宿泊税条例」とする。

（賦課徴収の特例）

第18条 宿泊税の賦課徴収は、長野県が法第20条の3第1項ただし書の規定により県宿泊税（長野県宿泊税条例（令和7年長野県条例第23号））に規定する宿泊税をいう。以下この条において同じ。）の賦課徴収を町が処理することとした場合には、県宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

（検証、評価等）

第19条 町長は、毎年度、あらかじめ、宿泊税をもってその経費の財源とする事業（次項において「事業」という。）の内容及び目標を定め、公表するものとする。

2 町長は、毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（規則への委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第5項から第7項までの規定のいずれかに違反したとき。
- (2) 第11条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、同項の帳簿を隠匿し、又は同項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかったとき。
- (3) 第11条第2項の規定により作成すべき書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、同項の書類を隠匿し、又は同項の規定に

違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかったとき。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第22条 第15条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に対して課すべき宿泊税について適用する。

(経過措置)

- 3 施行日において現に宿泊施設を経営している者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなして、第9条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「宿泊施設の経営を開始しようとする日前5日まで」とあるのは、「附則第3項の規定により宿泊施設の経営を開始するものとみなされた日から5日以内」とする。

(税率の特例)

- 4 施行日から同日以後3年を経過する日までにおける宿泊（同日からその翌日にかけて行われる宿泊を含む。）に係る宿泊税の税率は、第5条第1項の規定にかかわらず、1人1泊につき、次の各号に掲げる宿泊料金の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 6,000円以上1万円未満 100円

- (2) 1万円以上10万円未満 第5条第1項第2号に定める額に、長野県宿泊税条例第5条第1項に規定する額に2分の1を乗じて得た額（次号において「県宿泊税額」という。）を加算した額から同条例附則第4項に規定する額に2分の1を乗じて得た額（次号において「県課税額」という。）を控除して得た額
- (3) 10万円以上 第5条第1項第3号に定める額に県宿泊税額を加算した額から県課税額を控除して得た額
- （準備行為）
- 5 特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付は、施行日前においても、第7条第2項並びに第9条第1項、第4項及び第8項の規定の例により行うことができる。
- （検討等）
- 6 町長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度の在り方について検討を加え、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。
- 7 町長は、前項の検討の結果、必要があると認める場合は、この条例の施行後5年ごとに、所要の措置を講ずるものとする。

軽井沢町宿泊税条例の制定理由

【制定理由】

国際親善文化観光都市及び滞在型保養地としての魅力を高め、並びに来訪者の受入れ環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課するもの。

軽井沢町宿泊税条例（案）

本則

第1条 宿泊税

宿泊税を課するための目的を述べています。

第2条 納税義務者等

課税対象となる宿泊施設及び対象者について規定しています。

第3条 課税免除

免除の対象となる宿泊を規定しています。

対象となる者は、児童・幼児等又は児童・幼児等の引率者が学校の教育活動又は研究活動として宿泊する場合であり、いずれも、当該学校の長がその旨を証明する場合に限られます。

第4条 免税点

課税の免除となる額を規定しています。 ※長野県宿泊税条例と同額

第5条 税率等

宿泊税の税率について規定しています。

記載のとおり3段階に分けて課税されます。

※法定外目的税とは、法律による規定がなく、用途を明確にした税のことです。

第6条 徴収の方法

徴収の方法について規定しています。

徴収方法は、特別徴収（事業所が納税義務者＝宿泊者から徴収し町に収める方法）のみです。

第7条 特別徴収義務者

特別徴収義務者について規定しています。

第 8 条 申告納入

納入の時期及び方法について規定しています。

特別徴収義務者は、課税対象となる前月の宿泊数等を、翌月末日までに申告及び納入しなければならないが、特例として、規則に定める額に満たない場合は表のとおり左欄の申告月及び納入月を右欄の月にすることができます。

第 9 条 特別徴収義務者としての登録等

宿泊税を納めるにあたり登録等が必要となることを規定しています。

特定宿泊施設（免税点未満の宿泊のみの事業所）以外の事業所は、町に申請をして登録等を行わなければなりません。また、申請に基づいて、町は証票を交付し、事業者はその証票を掲示し、休止等も届け出の必要があります。

第 10 条 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除

正当な理由等がある場合において、納入義務を免除できる旨を規定しています。

第 11 条 特別徴収義務者の帳簿記載等の義務

帳簿の保存期限や記載する事項などを規定しています。

第 12 条 帳簿等の電磁的記録による保存等

帳簿等の作成について、電子計算機を使用した方法で代用できる旨を規定しています。

〔具体的にはハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ等の記録媒体上に情報として使用し得るものとして情報が記録・保存された状態にあるもの。（電子帳簿保存法概要より抜粋）〕

第 13 条 帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等

帳簿等の作成について、電子計算機出力マイクロフィルムを使用した方法で代用できる旨を規定しています。

第 14 条 帳簿等の電磁的記録等に対する法令等の規定の適用

電磁的記録等を帳簿及び書類とみなす旨を規定しています。

第 15 条 納税管理人

特別徴収義務者について、申請により納税管理人を定めることができる旨、及び町長の認定を受けた場合には特別徴収義務者の所在が町外にあっても納税管理人を定めなくてもよい旨を規定しています。

第 16 条 間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税

宿泊税は、法定外目的税である旨を規定しています。

第 17 条 賦課徴収

賦課徴収に関して規定しています。

第 18 条 賦課徴収の特例

独自課税市町村においては県税も併せて賦課徴収する旨を規定しています。

第 19 条 検証、評価等

徴収された宿泊税の使途について、検証等を行い結果を公表する旨を規定しています。

第 20 条 規則への委任

特記事項なし

第 21 条 罰則

罰則について規定しています。

第 22 条

過料について規定しています。

附則

1 施行期日

施行期日を規定しています。

2 適用区分

適用日について規定しています。

3 経過措置

特別徴収義務者の登録に関する経過措置について規定しています。

4 税率の特例

税率の特例について規定しています。

長野県宿泊税条例及び軽井沢町宿泊税条例骨子で示したとおり、3年間は税率を引下げる旨を規定しています。

第5条で示した税率の区分（1～3号）に応じて定めます。

(1)100 円

・一律で100円とします。

(2)250 円

・①200円＋③150円－⑤100円＝250円

(3)700 円

・⑥650円＋③150円－⑤100円＝700円

第4項【補足】用語の説明

①軽井沢町宿泊税条例第5条第1項第2号に定める額	200 円
②長野県宿泊税条例第5条第1項に定める額	300 円
③県宿泊税額（②に1/2を乗じて得た額）	150 円
④長野県宿泊税条例附則第4項に規定する額	200 円
⑤県課税額（④に1/2を乗じて得た額）	100 円
⑥軽井沢町宿泊税条例第5条第1項第3号に定める額	650 円

5 準備行為

特別徴収義務者の登録等における準備行為について規定しています。

6・7 検討等

施行後３年後に検討し、その２年後の５年目に必要があれば所要の措置を行うことを規定しています。

軽井沢町宿泊税骨子

1. 税収の使途

国際親善文化観光都市及び滞在型保養地としての魅力を高め、及び来訪者の受入れ環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。※現時点で想定する主な使途は別表のとおり

2. 税制度の概要

項目	内容	備考
名称	軽井沢町宿泊税	
課税方式	観光振興目的の法定外目的税とする	県と統一
課税客体	宿泊行為	県と統一
納税義務者	町内に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル・簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	県と統一
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者	県と統一
特別徴収義務者 報奨金	期限内申告納入額の 2.5% （制度開始 5 年間は 0.5%加算、電子申告の場合はさらに 0.5%加算）	県と統一
税率・税額☆ （ ）内は町分	6,000 円以上 10,000 円未満 300 円（150 円） 10,000 円以上 100,000 円未満 350 円（200 円） 100,000 円以上 800 円（650 円） ☆ただし、制度開始 3 年間は県の制度を踏まえ 6,000 円以上 10,000 円未満 200 円（100 円） 10,000 円以上 100,000 円未満 350 円（250 円） 100,000 円以上 800 円（700 円）	県税分は一律 150 円 ☆制度開始 3 年間は 100 円
免税点	素泊り 6,000 円未満の宿泊料金の場合は徴収しない	県と統一
課税免除	・幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 ・保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合（※学校、施設の長が証明するものに限る）	県と統一
財源管理	基金条例を設置し管理	
使途の公表等	・使途については関係団体等より広く意見を聴取する ・毎年度決算後に公表する	

罰則規定	・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料	県と統一
制度の見直し	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討	県と統一
制度開始予定	令和8年6月1日施行予定	県と統一

(別表) 主な使途

施策項目	事業例
“美しい村” (まちなみ景観)	・豊かな自然と共生するため樹木の適切な管理指導 ・文化財活用のための整備 ・公衆トイレの整備 ・町道の無電柱化、共同溝の設置 ・公共サインの統一化
“安心と安全” (防災・医療)	・軽井沢病院の夜間・休日救急外来の充実 ・災害時の帰宅困難者（主に観光客）への支援 ・魅力的なサイクリングロードの整備 ・多言語対応による情報発信
“快適な旅” (観光振興)	・宿泊施設の施設改装（バリアフリー化等）支援 ・事業者向けキャッシュレス決済・パスポートリーダー導入補助 ・スキルアップ研修等 ・観光教育の充実 ・観光資源（景勝地、登山道、遊歩道、散策路等）の整備強化 ・二次交通の充実 ・交通対策案内看板設置強化（パーク&レールライドの推進） ・おもてなしイベントやオフシーズンの集客イベントの開催 ・体験型ツーリズム ・労働者不足への対応
徴税経費・ 広報経費等	・徴税経費 ・広報経費 ・特別徴収事業者に対する報奨金 ・システム改修費補助

軽井沢町宿泊税基金条例の制定について

軽井沢町宿泊税基金条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 5 日提出
軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

令和 7 年 月 日
軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

軽井沢町宿泊税基金条例（案）

（設置）

第1条 国際親善文化観光都市及び滞在型保養地としての魅力を高め、並びに来訪者の受入れ環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、軽井沢町宿泊税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、軽井沢町宿泊税条例（令和7年輕井沢町条例第 号）の規定に基づき町に納入された宿泊税額に相当する額の範囲内で、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する施策に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、軽井沢町宿泊税条例の施行の日から施行する。

軽井沢町宿泊税基金条例の制定理由

【制定理由】

国際親善文化観光都市及び滞在型保養地としての魅力を高め、並びに来訪者の受入れ環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、軽井沢町宿泊税基金を設置するもの。

軽井沢町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

軽井沢町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年輕井沢町条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

令和 7 年 月 日

軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

軽井沢町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町職員の育児休業等に関する条例（平成４年輕井沢町条例第４号）の一部を次のように改正する。

第22条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（次条第１項において「短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第23条を次のように改める。

（第１号部分休業の承認）

第23条 法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（次項及び第３項において「第１号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

２ 軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第12条の２第１項の介護時間又は職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成７年輕井沢町規則第１号）第９条第１項の表の第11号の事由に該当する休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該承認を受けて勤務しない休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

３ 非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が軽井沢町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年輕井沢町規則第11号）第16条第１項において読み替えて準用する軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第12条の２第１項の介護時間又は同規則別表第２の第１号の事由に該当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間又は２時間から当該承認を受けて勤務しない休暇の時間を減じた時間のいずれか短い時間）を超えない範囲内で行うものとする。

第28条を第32条とし、第27条を第31条とし、第26条を第30条とする。

第25条中「第７条の規定は、法第19条第３項」を「法第19条第６項」に、「について準用する」を「は、職員が第３項変更をしたときとする」に改

め、同条を第29条とする。

第24条中「職員が」を「職員が法第19条第1項に規定する」に、「同条例」を「給与条例」に改め、同条を第28条とする。

第23条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第24条 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき

当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第25条 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第26条 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第27条 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（第29条において「第3項変更」という。）

）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の軽井沢町職員の育児休業等に関する条例第 26 条の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

軽井沢町職員の育児休業等に関する条例の一部改正理由

【改正理由】

人事院規則19－0（職員の育児休業等）が改正され、育児時間の多様化に係る関係規定が整備されたことに伴い、国家公務員との権衡を踏まえ、部分休業の承認に関する規定の改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

部分休業の多様化に係る措置

(条例第23条及び第24条関係)

	部分休業の形態
改正前	1日につき2時間以内
改正後	(1) 1日につき2時間以内 (2) 1年につき10日相当以内

軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正
について

軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年輕井沢町条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 5 日提出
軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

令和 7 年 月 日
軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年輕井沢町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第12条第1項中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第14条 任命権者は、軽井沢町職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 軽井沢町職員の育児休業等に関する条例第26条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、町長が規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第14条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(軽井沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 軽井沢町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年軽井沢町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

軽井沢町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正
理由

【改正理由】

人事院規則10－11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）が改正され、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置について規定されることに伴い、国家公務員との権衡を踏まえ、同様の措置について規定するもののほか、所要の改正を行うもの。

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置

(条例第14条関係)

	対象者	措置の内容
第1項関係	妊娠・出産に関する 申出をした職員	面談等による両立支援制度の周知 や制度利用・働き方の意向聴取及 び聴取した意向への配慮
第2項関係	3歳に満たない子を 育てている職員	

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年輕井沢町条例第 2 2 号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

令和 7 年 月 日

軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）

（軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年輕井沢町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第3号及び第4項第1号」を「第3号及び第6項第1号」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第7条第3項第1号中「当該」、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

（軽井沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 軽井沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年輕井沢町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「以下とし」を「以下」に、「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「第32条」を「第32条第1項」に、「あつては、」を「あつては」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該」、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「」及び「という。）」を削り、同項第2号中「町」を「町長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第

1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正理由

【改正理由】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が改正され、連携施設に関する経過措置の延長並びに保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直しが行われたことに伴い、同省令又は同内閣府令の基準に従って定める規定の改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

令和 7 年度町単木もれ陽の里屋根他改修工事請負契約の締結
について

令和 7 年度町単木もれ陽の里屋根他改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年輕井沢町条例第 2 0 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 7 年度町単木もれ陽の里屋根他改修工事 |
| 2 | 契約の金額 | 7 7 , 5 5 0 , 0 0 0 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 長野県北佐久郡軽井沢町大字追分 1 4 0 4 番地
谷川建設株式会社
代表取締役 谷川 光男 |

令和 7 年 6 月 5 日提出
軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

令和 7 年 月 日
軽井沢町議会議長 川 島 さゆり



建設工事請負仮契約書

- 1 工 事 名 令和7年度 町単 木もれ陽の里屋根他改修工事
- 2 工 事 場 所 木もれ陽の里 軽井沢町大字長倉 4844-1
- 3 工 期 自 軽井沢町議会議決の日
至 令和7年11月26日
- 4 請負代金額 金 77,550,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 7,050,000 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金 金 7,755,000 円
軽井沢町財務規則第124条第3第1号の規定によりその納付は免除する。
ただし、この契約を履行できないときは、違約金として納付する。
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約が議会において否決されたときは、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年4月28日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

氏 名 軽井沢町長 土 屋 三 千



受注者 住 所

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉1404番地

谷川建設株式会社

氏 名

代表取締役 谷川光男



印

(様式第8号 第20関係)

単位：円

入札執行表（結果）

令和7年度 契約番号 000021 入札日時 令和7年4月23日 10時05分

件名	令和7年度 町単 木もれ陽の里屋根他改修工事					
場所	木もれ陽の里 軽井沢町大字長倉4844-1					
期間	軽井沢町議会議決の日 から 令和7年11月26日 まで					
業者名		第1回入札額	第2回入札額	第1回見積額	第2回見積額	摘要
1	谷川建設株式会社	70,500,000				落札
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

上記の結果は、以下のとおりです

(1) 業者名 谷川建設株式会社

(2) 落札額 ¥70,500,000 (税抜)

¥77,550,000 (税込) うち消費税相当額 ¥7,050,000

執行者職氏名 副町長 上原 章生



立会者職氏名 会計管理者 星野 和弘



8:電気室上

項目	数量
清掃・片付け	165.00m2
高圧洗浄	288.00m2
平場ウレタン防水	165.00m2
立上りウレタン防水	123.00m2
ドレン部分増塗り	2箇所
端末シール(W20mm換算)	
コーキング撤去	110.00m
コーキング	110.00m

9:地域活動支援センター上

項目	数量
清掃・片付け	65.40m2
高圧洗浄	89.40m2
平場ウレタン防水	65.40m2
立上りウレタン防水	24.00m2
ドレン部分増塗り	ドレンなし
端末シール(W20mm換算)	
コーキング撤去	58.30m
コーキング	58.30m

10:雨落ち部

A:屋外機械置場1 目隠しパネル改修

項目	数量
外部足場	24.30m2
安全手摺	28.60m
防災シート張り	24.30m2
石綿含有レベル3とする	
既設パネル撤去	22.10m2
積込・運搬・処分	0.66m3
鋼板サイディング張り	22.10m2
撥水ガラスウール	22.10m2

B:屋外機械置場2 目隠しパネル改修

項目	数量
外部足場	71.60m2
安全手摺	42.16m
防災シート張り	71.60m2
石綿含有レベル3とする	
既設パネル撤去	64.90m2
積込・運搬・処分	1.94m2
鋼板サイディング張り	64.90m2
撥水ガラスウール	64.90m2

C:屋外機械置場3 目隠しパネル改修

項目	数量
外部足場	160.00m2
安全手摺	62.40m
防災シート張り	160.00m2
石綿含有レベル3とする	
既設パネル撤去	108.00m2
積込・運搬・処分	3.24m2
鋼板サイディング張り	108.00m2
撥水ガラスウール	108.00m2

D:東玄関 軒天改修

項目	数量
脚立足場	3.24m2
既存ケイカル板撤去	3.24m2
積込・運搬・処分	0.05m2
ケイカル板 EP	3.24m2

1:防水屋根(西側)

項目	数量
清掃・片付け	397.00m2
高圧洗浄	454.00m2
平場ウレタン防水	397.00m2
立上りウレタン防水	57.00m2
トップライト(W20mm換算)	
コーキング撤去	6.16m
コーキング	6.16m
屋根n°部(W15mm換算)	
コーキング撤去	1030.00m
コーキング	1030.00m

2:防水屋根 箱樋部

項目	数量
外部足場(枠組本足場)	209.17m2
清掃・片付け	14.40m2
高圧洗浄	25.80m2
平場ウレタン防水	14.40m2
立上りウレタン防水	11.30m2
ドレン増し塗り	2か所

3:防水屋根(東側)

項目	数量
外部足場(枠組本足場)	78.79m2
清掃・片付け	73.60m2
高圧洗浄	90.60m2
平場ウレタン防水	73.60m2
立上りウレタン防水	17.00m2
端末シール(W20mm換算)	
コーキング撤去	4.75m
コーキング	4.75m
屋根n°部(W15mm換算)	
コーキング撤去	271.00m
コーキング	271.00m

4:ハト小屋

項目	数量
清掃・片付け	13.00m2
高圧洗浄	17.10m2
平場ウレタン防水	13.00m2
立上りウレタン防水	4.10m2
端末シール(W20mm換算)	
コーキング撤去	9.00m
コーキング	9.00m

5:屋外機械置場1

項目	数量
清掃・片付け	40.20m2
高圧洗浄	56.00m2
平場ウレタン防水	40.20m2
立上りウレタン防水	16.60m2
端末シール(W20mm換算)	
コーキング撤去	46.60m
コーキング	46.60m

6:屋外機械置場2

項目	数量
清掃・片付け	33.30m2
高圧洗浄	44.60m2
平場ウレタン防水	33.30m2
立上りウレタン防水	11.30m2
端末シール(W20mm換算)	
コーキング撤去	19.80m
コーキング	19.80m

7:トップライト

項目	数量
外部足場(枠組本足場)	68.94m2
基礎足場	328.00m2
清掃・片付け	390.00m2
高圧洗浄	434.00m2
平場ウレタン防水	120.00m2
立上りウレタン防水	313.00m2
ドレン 増し塗り	3ヶ所
横引ドレン 増し塗り	8ヶ所
ドレンふさぎ処理	1ヶ所
コーキング(W20mm)	
コーキング撤去	162.00m
コーキング	162.00m
コーキング(W15mm)	
コーキング撤去	388.00m
コーキング	388.00m
電熱線保護フィルム貼付	167.00m

北陸新幹線軽井沢構内唐松歩道橋補修工事に係る協定の締結
について

北陸新幹線軽井沢構内唐松歩道橋補修工事について、下記のとおり施行協定を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年輕井沢町条例第 20 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 協定の目的 | 北陸新幹線軽井沢構内唐松歩道橋補修工事 |
| 2 | 協定の金額 | 83, 146, 000円 |
| 3 | 協定の相手方 | 長野県長野市大字栗田字源田窪 992 番地 6
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員長野支社長 下大蘭 浩 |

令和 7 年 6 月 5 日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日
軽井沢町議会議長 川島 さゆり



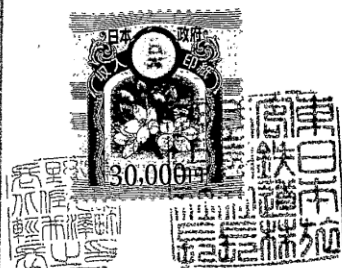
施行協定書

件 名 北陸新幹線軽井沢構内唐松歩道橋補修工事

甲 軽井沢町

乙 東日本旅客鉄道株式会社





施行協定書

軽井沢町（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは北陸新幹線軽井沢構内唐松歩道橋補修工事（以下「工事」という。）の施行に関し、令和 7 年 4 月 24 日付で締結した「北陸新幹線・しなの鉄道線「唐松歩道橋補修工事」施行に関する基本協定書」第 8 条に基づき、次のとおり施行協定を締結する。

（公正性と透明性の確保）

第 1 条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることに鑑み、工事の執行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

（工事の位置及び範囲）

第 2 条 工事の位置及び範囲は、別添図書のとおりとする。

（工事の内容及び施行区分）

第 3 条 工事は乙が施行し、内容は「別紙 1 事業内容」のとおりとする。

（履行期間）

第 4 条 履行期間は、軽井沢町議会議決の日から令和 9 年 2 月 26 日までとする。

（工事の工程）

第 5 条 工事の工程は「別紙 2 事業工程表」のとおりとする。

（工事の費用、負担及び支払）

第 6 条 乙が施行する工事に要する費用（以下「工事費」という。）は「別紙 3 事業費負担額調書」のとおりで協定書概算総額 83,146 千円とする。なお、工事費には消費税及び地方消費税相当額 7,559 千円を含むものとする。

2. 前項の費用は全額甲が負担するものとする。

（年度協定）

第 7 条 各年度の工事の実施にあたっては、別途当該年度毎の工事施行に関する年度協定を締結するものとする。

2. 甲及び乙は、前項の年度協定の締結にあたり、工事の継続に支障のないよう努めるものとする。

（設計変更）

第 8 条 工事の設計変更又は物価労賃等の変動により工事費に著しい変更が生ずる場合は、あらかじめ甲乙協議して定めるものとする。

（工事完了の確認、工事費の精算及び施設物の引渡し）

第 9 条 乙は、工事完了後、速やかに甲に工事完了報告書を提出するものとする。

2. 甲は、前項の報告書を受領した後、速やかに出来高確認及び完了の確認を行うものとする。

3. 乙は、前項の確認終了後、速やかに工事費を精算するとともにしゅん功図書等を添えて道路施設を甲に引渡すものとする。

(管理費の精算)

第10条 管理費は、協定締結時における計画予算の工事費及び工事付帯に対する管理費の割合により精算するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、工事内容や工期等が著しく変更となる場合は、この割合を変更するものとする。

(財産所有権の帰属及び保守)

第11条 この工事完了後、財産の帰属及び施設物の保守管理は、甲が行うものとする。

(撤廃物の処理)

第12条 工事施行の結果発生する撤廃物は管理していた側のものとし、処分方法については、別途甲乙協議するものとする。

2 工事施行上、購入又は設備した物件で、工事完成後残存するものについては、別途甲乙協議して定めるものとする。

(建設副産物等の処理)

第13条 甲及び乙は、相互に協力して、工事の施行に伴い発生する建設副産物の抑制、再利用、分別解体及び再資源化等、並びに建設廃棄物の適正な処理に努めるものとする。

(用地の処理)

第14条 工事の施行のため必要となる甲の用地については、作業期間中無償で使用できるものとし、詳細については、別途協議するものとする。

(行政上及び第三者への手続等)

第15条 工事施行に伴う行政上の手続及び第三者との協議は、甲において工事着手前に完了させるものとし、乙はこれに協力するものとする。

ただし、鉄道事業法(昭和61年12月4日法律第92号)に規定する鉄道施設の変更等に係る手続は、乙が行うものとする。

(苦情等の処理)

第16条 工事施行に伴う第三者からの苦情等については、その都度、甲乙協議して処理するものとする。

(損害の負担)

第17条 工事の施行に伴い生じた損害の負担については、乙の責めに帰する場合を除き、その都度、甲乙協議して処理するものとする。

(契約関係資料の提出)

第18条 乙は、請負契約締結後、請負契約の完了時及び精算時に、請負契約並びに工事の出来高・しゅん功に関する資料を甲へ提出するものとする。

(協定の変更)

第19条 本協定を変更する必要がある場合は、別途甲乙協議の上、協定の変更を行うものとする。

(その他)

第20条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して処理するものとする。

附則

この協定は、軽井沢町議会の議決を経るまでは仮の協定とし、当該決議を経た時は、この協定書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する協定書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、当該議決を得られない等により、協定変更、協定不履行または、乙に損害が生じる場合は、乙は甲に相応の費用を管理費として請求することができるものとし、甲はそれを負担するものとする。

以上、協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙各々記名押印の上、その1通を各自保有するものとする。

令和 7 年 4 月 28 日

甲 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1

軽井沢町長

土屋 三千夫

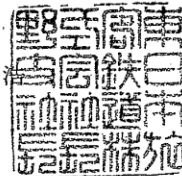


乙 長野県長野市大字栗田字源田窪 992 番地 6

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員長野支社長

下 大 薗



事業内容（協定にかかる事業）

件名：北陸新幹線軽井沢構内唐松歩道橋補修工事

事業種別	通常事業
軽井沢町施行 なし	
東日本旅客鉄道株式会社施行 ○道路施設 [土木] 橋りょう補修工	1式

事業工程表

件名：北陸新幹線蛭井沢構内唐松歩道橋補修工事

項 目			令和7年度												令和8年度												記 事
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
契約・準備																											
乙 施 行	道 路 施 設	[土木] 橋りょう補修工																									
作業完了報告及び精算等事務手続き																											令和7年度成果物引渡し：令和8年2月中旬 令和8年度成果物引渡し：令和9年2月下旬

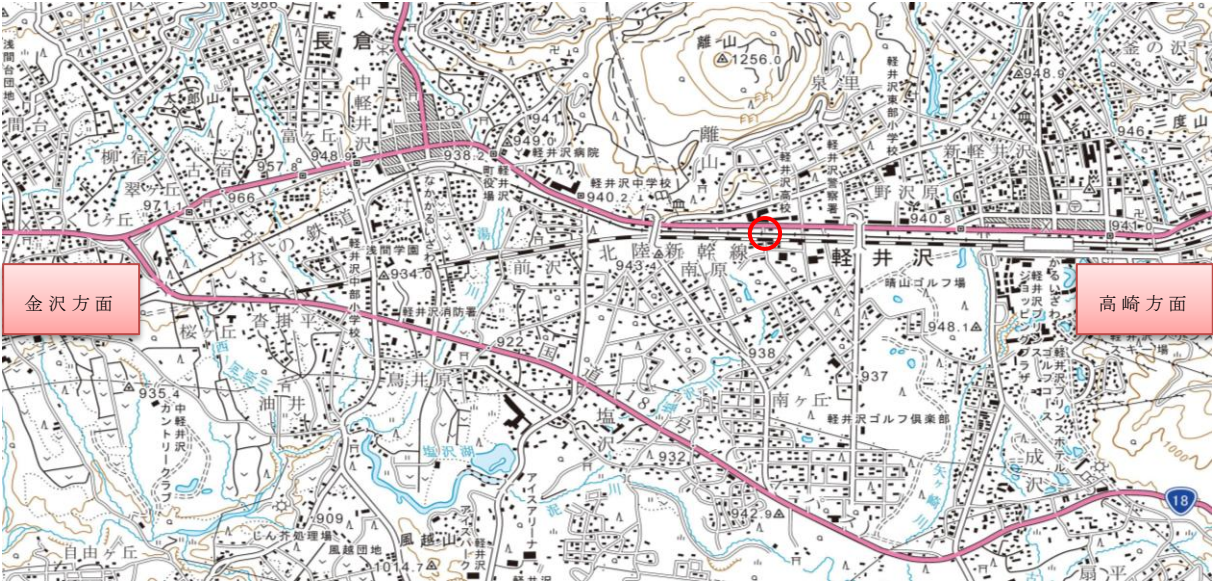
事業費負担額調書

件名：北陸新幹線軽井沢構内唐松歩道橋補修工事

(単位：千円)

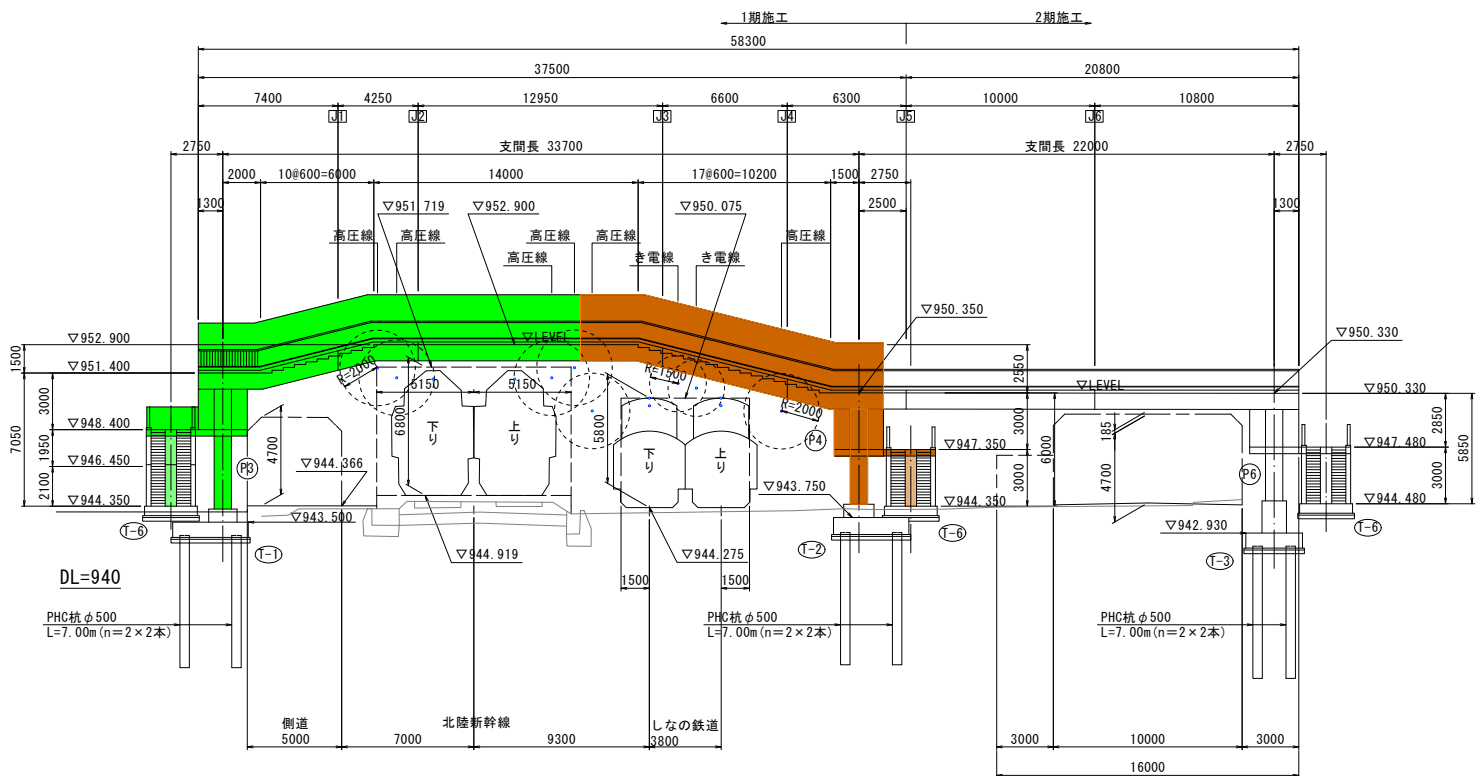
区分	事業区分・内容		費用負担総額		摘要
			甲	乙	
乙 施 行	道 路 施 設	[土木] 橋りょう補修工	70,772	0	
		管理費	4,815	0	
		小 計	75,587	0	
		消費税及び地方消費税(10%)	7,559	0	
		甲施設 計	83,146	0	
	合 計		83,146	0	

位置図

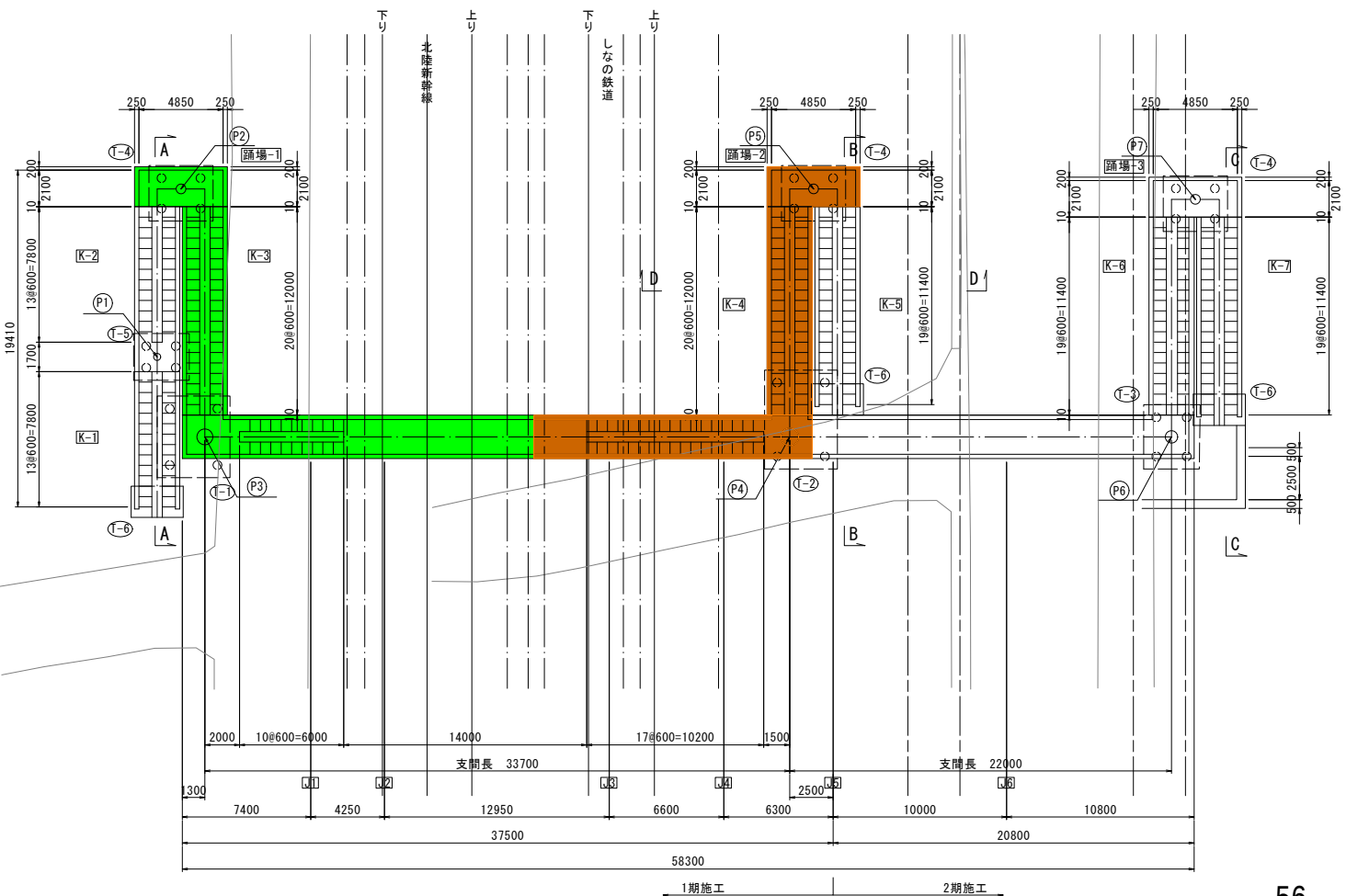


唐松歩道橋・施工区分図

側面図 S=1:200



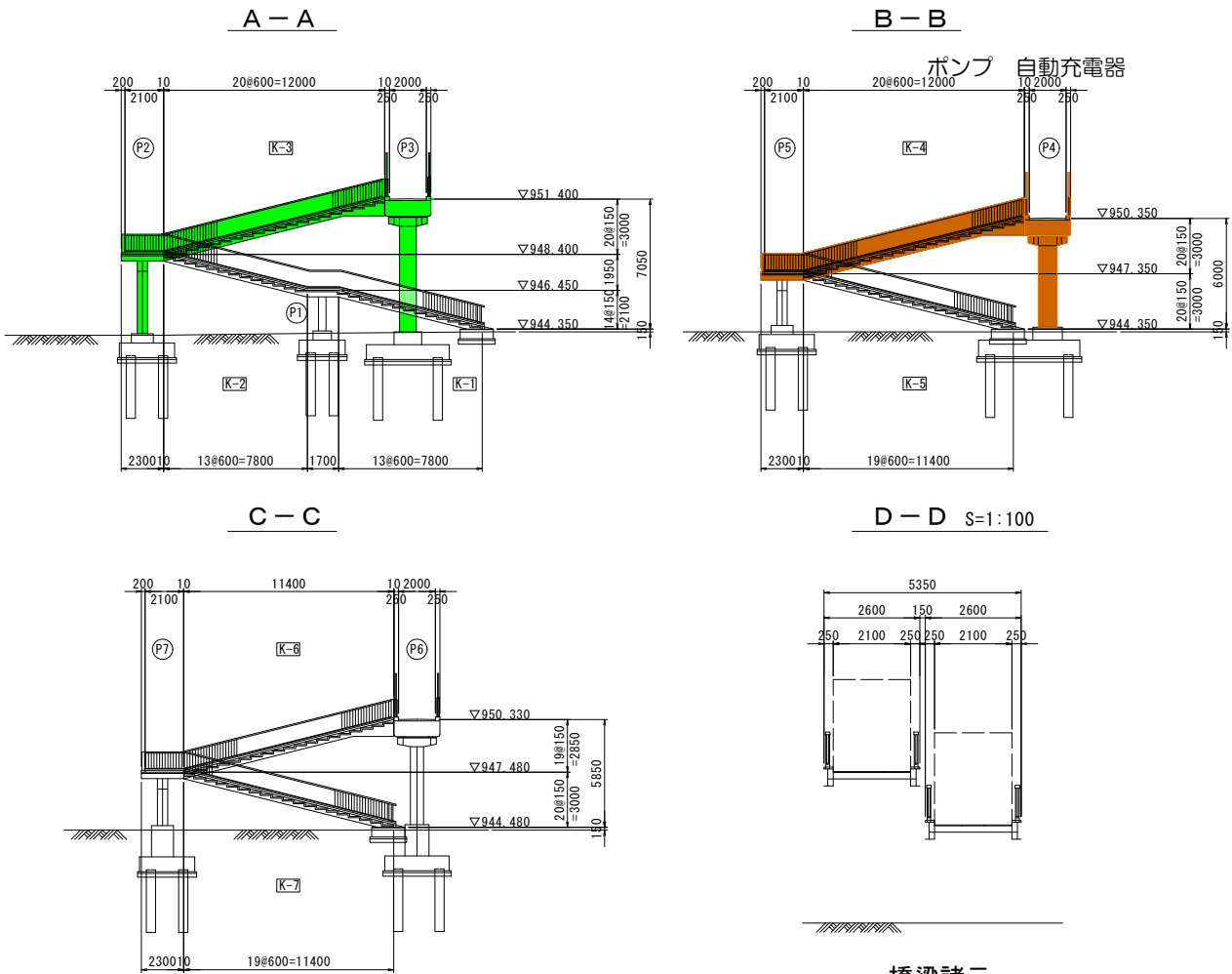
平面図 S=1:200



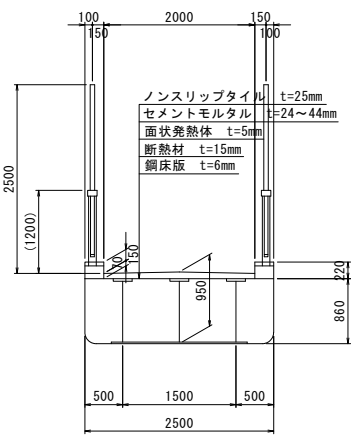
■：東日本旅客鉄道(株)施工範囲
■：しなの鉄道(株)施工範囲

塗替塗装工、ポリカ板設置工、仮設工 等

断面図 S=1:200

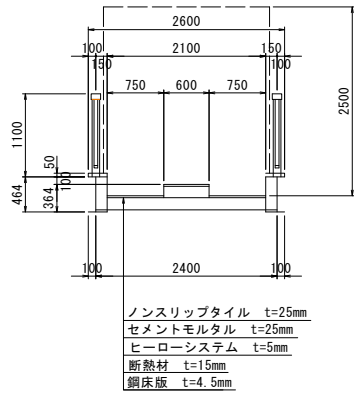


横断部断面図 S=1:50



※ ①内は都計道上の高欄の高さを示す。

階段部断面図 S=1:50



令和7年6月会議

参考資料

7-3

橋梁諸元

橋格	歩道橋
橋長	58.300 m
桁長	35.000 m + 23.300 m
支間長	33.700 m + 22.000 m
幅員	2.100 m
型式	中跨式連続鋼床版桁
支承	鋼製支承
基礎	杭基礎 (PHC杭φ500)
設計水平震度	kh = 0.25
PHC杭	中掘り工法 (先端セメントミルク)

令和3年度 道路メンテナンス事業補助 橋梁長寿命化修繕工事実施設計委託				
番号	1 / 91	唐松歩道橋・全体一般図	縮尺	図示
唐松歩道橋 軽井沢町 龍山				
長野県 軽井沢町				
設計会社	(株)フジ技研			
測量会社				
調査会社				
軽井沢町				

令和 7 年度ゼロ町債町単小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について

令和 7 年度ゼロ町債町単小型動力ポンプ積載車購入について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年輕井沢町条例第 20 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

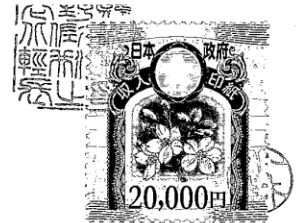
- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 7 年度ゼロ町債町単小型動力ポンプ積載車購入 |
| 2 | 契約の金額 | 12,650,000 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 佐久市小田井 383 番地 2
株式会社コウサカ佐久出張所
所長 小林 達也 |

令和 7 年 6 月 5 日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日
軽井沢町議会議長 川島 さゆり



物品購入仮契約書



- 1 物 品 名 令和7年度 ゼロ町債 町単 小型動力ポンプ積載車購入
- 2 納 入 場 所 軽井沢消防署 軽井沢町大字長倉 1706-8
- 3 納 入 期 限 自 軽井沢町議会議決の日
至 令和9年3月31日
- 4 物 品 内 訳 別紙仕様書のとおり
- 5 契 約 金 額 金 12,650,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,150,000 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び
第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出し
たもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 6 契 約 保 証 金 金 1,265,000 円
軽井沢町財務規則第124条第1項の規定による

上記の物品購入について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な購入仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第3条の規定により議会の議決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年4月24日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地1

氏 名 軽井沢町長 土 屋 三 千

受注者 住 所

商号又は名称

氏 名

佐久市小田井83番地2
株式会社 フクサ 佐久出張所
所長 小林 達也

(様式第8号 第20関係)

単位：円

入札執行表 (結果)

令和7年度 契約番号 入札日時 令和7年4月23日 10時10分

件名	令和7年度 ゼロ町債 町単 小型動力ポンプ積載車購入					
場所	軽井沢消防署 軽井沢町大字長倉1706-8					
期間	軽井沢町議会議決の日 から 令和9年3月31日 まで					
	業者名	第1回入札額	第2回入札額	第1回見積額	第2回見積額	摘要
1	株式会社コウサカ 佐久出張所	11,500,000				落札
2	長野消防設備株式会社	13,500,000				
3	有限会社ハラダ商会	13,000,000				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

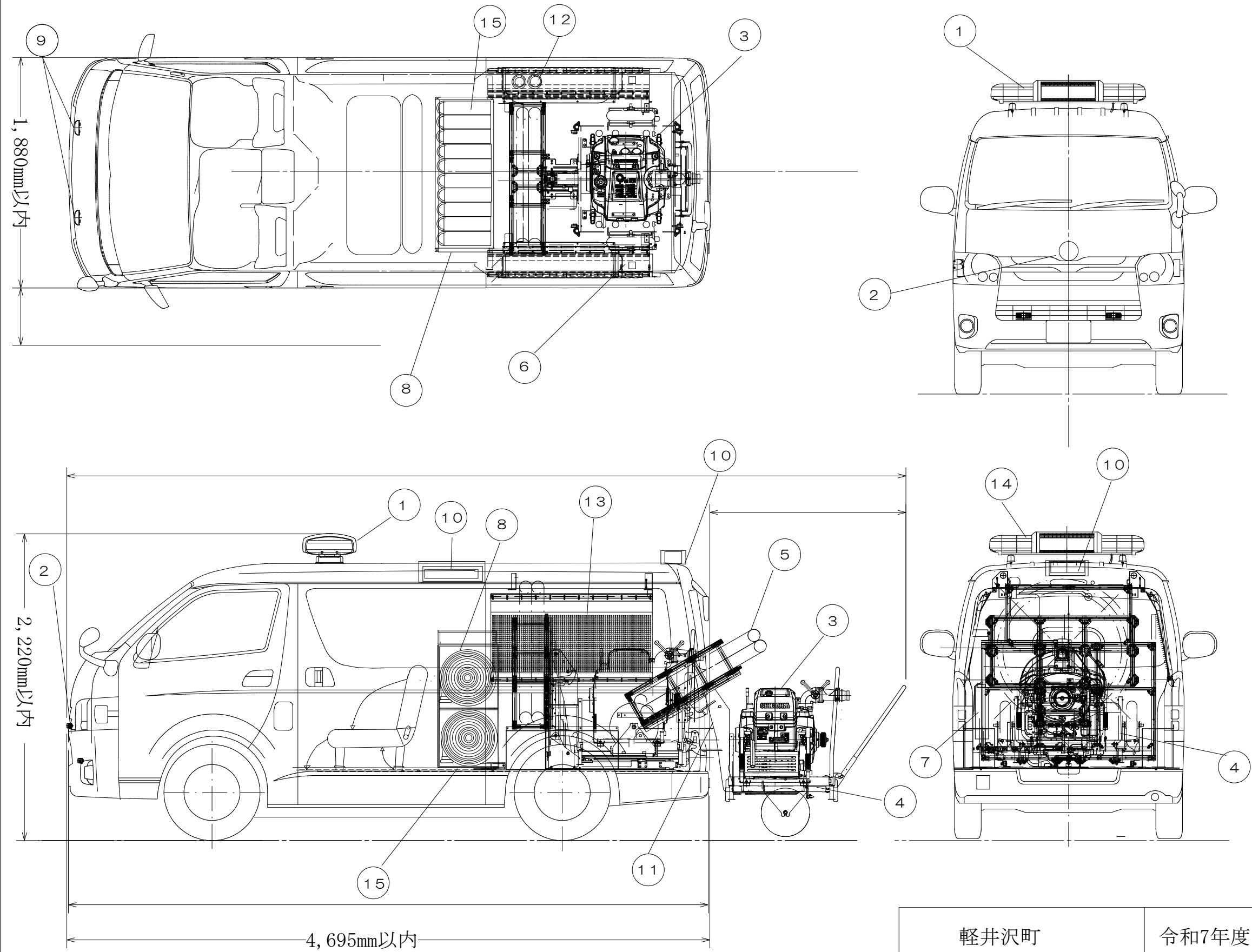
上記の結果は、以下のとおりです

(1) 業者名 株式会社コウサカ 佐久出張所

(2) 落札額 ¥11,500,000 (税抜)

¥12,650,000 (税込) うち消費税相当額 ¥1,150,000

執行者職氏名 副町長 上原 章生 立会者職氏名 会計管理者 星野 和 



番号	名 称	
1	L E D 散光式警光灯	1
2	消防記章	1
3	小型動力消防ポンプ	1
4	台車ポンプ搬送台車	1
5	吸水管 6m	1
6	ポンプ 自動充電器	1
7	消火器	1
8	消防用ホース	5
9	L E D 点滅灯	4
10	L E D 作業灯	3
11	ポンプ昇降装置	1
12	管銃	2
13	プレートパンチング	1
14	サイレンアンプ	1
15	ホース収納棚	1

軽井沢町	令和7年度 軽井沢町 小型動力ポンプ積載車		
仕様図面	投影法	材質	表面処理
	尺度	個数	日付

指定管理者の指定について

次のとおり重要文化財旧三笠ホテルの指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 重要文化財旧三笠ホテル
- 2 指定管理者となる団体の名称 株式会社日比谷花壇
- 3 指定管理者となる団体の所在 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号
- 4 指定の期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 6 月 5 日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日
軽井沢町議会議長 川 島 さゆり

指定管理者選定審議会審査結果

施設名 重要文化財旧三笠ホテル

令和 7 年 3 月 1 9 日審査

番号	選定基準	審査項目	配点	(株)日比谷花壇	(株)フードサー ビスシンワ	(一社)軽井 沢観光協会
1	施設の設置 目的との適 合性	(1) 施設の設置 目的との適合性	確保されて いない場合 は失格	Ⓐ 適格 不適格	Ⓐ 適格 不適格	Ⓐ 適格 不適格
		(2) 利用者の平 等な利用の確保				
2	公の施設の 効果的な活 用	(1) 利用者に対 するサービスの向 上	160	135	112	119
		(2) 施設の効果 的な活用	160	140	127	127
3	公の施設の 管理経費の 縮減	管理経費の縮減	160	135	118	98
4	管理を安定 して行う物 的及び人的 能力	(1) 施設の適切 な維持管理	80	74	55	57
		(2) 施設の適切 な運営	80	69	55	58
5	申請団体の 状況	経営の健全性・安 定性	160	142	117	118
合 計			800	695	584	577
1 位を獲得した数				8	0	0
2 位を獲得した数				0	3	5
順 位				1	3	2

1 委員 1 0 0 点を持ち、8 人の合計 8 0 0 点を満点とし、合計点及び順位の合議制で評価した。

指定管理者となる団体の概要

1 団体の名称、代表者、所在及び設立年月日

名 称 株式会社日比谷花壇
 代 表 者 代表取締役 宮島 浩彰
 所 在 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号
 設立年月日 昭和 2 5 年 1 2 月 6 日

2 目 的

次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 下記の商品、素材、製品の企画及び販売及びレンタル
 - ① 生花、鉢物などを用いたアレンジメント、ブーケ等
 - ② 造花、ドライフラワー、プリザーブドフラワー、加工花などを用いたアレンジメント、ブーケ等
 - ③ ガーデニング、園芸資器材、グッズ
 - ④ 装飾品、装身具
 - ⑤ 宝飾品、日用雑貨、インテリア
 - ⑥ 食品、飲料
 - ⑦ 家具、イベント資器材
 - ⑧ その他花卉関連商品、素材、製品
- (2) 婚礼に関わる企画、装花装飾、プロデュース、受託、斡旋、施設の運営及びコンサルティング
- (3) 葬儀、葬祭、ライフイベント企画、プロデュース、受託、斡旋、施設の運営及びコンサルティング
- (4) 各種屋内外装飾、ディスプレイの設計、施行、管理及びコンサルティング
- (5) 各種屋内外緑化、造園、植栽、設計、施行、管理及びコンサルティング
- (6) 公園、テーマパーク、施設運営管理、受託及びコンサルティング
- (7) 販売促進、プレミアム、インセンティブ
- (8) 植物、インテリア、室内演出におけるレンタル事業
- (9) 生花、鉢物、花卉資機材などの生産、栽培、製造、卸業
- (10) 出版物の刊行、情報提供
- (11) コンテンツ、アフィリエイト、デザインの企画、運営、提供に関する手数料業務
- (12) 教育事業

- (13) 介護支援業務
- (14) 各種イベント企画、運営
- (15) インターネットを使用した情報提供、商取引およびその代行
- (16) 通信機器の斡旋、販売
- (17) コンピュータソフトウェアの企画、制作、販売
- (18) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業
- (19) 飲食店の経営
- (20) 生活関連サービスの提供
 - ① 庭園・植木の管理、清掃
 - ② 室内清掃、家事サービス、廃棄物の運搬・処理
 - ③ 施設・設備修繕、メンテナンス、リニューアル、リノベーション
 - ④ 害虫駆除および防除
- (21) 酒類の輸出入、販売
- (22) 不動産賃貸
- (23) リース事業
- (24) 生命保険・損害保険の募集・代理に関する業務
- (25) 旅館その他宿泊設備の運営・経営
- (26) 前各号に附帯する輸出入に関する業務
- (27) 前各号に附帯する一切の業務

3 主な実績（文化財の管理運営）

- (1) 小樽市「国指定重要文化財」旧日本郵船株式会社小樽支店
- (2) 川崎市「国指定重要文化財他」川崎市立日本民家園
- (3) 神戸市「国指定重要文化財」風見鶏の館
「市認定伝統的建造物」ラインの館
- (4) 福岡市「国指定重要文化財」旧福岡県公会堂貴賓館

町道の廃止について

下記の町道を廃止することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員	摘要
2－128 号線	大字長倉 423 番地先	大字長倉 421 番地先	L = 35.1m	W = 1.50m ～2.40m	

令和 7 年 6 月 5 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 7 年 月 日

軽井沢町議会議員 川 島 さゆり

町道廃止路線図



令和 6 年度軽井沢町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に
ついて

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定
により、令和 6 年度軽井沢町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり
報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出
軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

令和6年度軽井沢町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一般財源
						国 庫 支 出 金 県 支 出 金	
3. 民生費	1. 社会福祉費	長野県価格高騰特別対策支援事業	30,880,000	30,356,000	0	30,356,000	0
		低所得世帯重点支援事業	109,736,000	108,740,000	0	108,740,000	0
7. 商工費	1. 商工費	物価高騰生活者支援事業	126,760,000	126,696,582	0	34,487,000	92,209,582
10. 教育費	4. 社会教育費	重要文化財・旧三笠ホテル建造物保存修理工事 設計監理委託	23,334,000	23,334,000	0	12,229,000	11,105,000
合 計			290,710,000	289,126,582	0	185,812,000	103,314,582

令和 6 年度軽井沢町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告に
ついて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により、令和 6 年度軽井沢町一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出
軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

令和6年度軽井沢町一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
8. 土木費	2. 道路橋梁費	町道古宿村中線他1路線舗装補修工事	17,000,000	0	17,000,000	0	17,000,000	0	0	17,000,000	3月の大雪により、年度内の事業完了が困難となったため
		町道浅間幹線歩道設置工事	34,000,000	0	34,000,000	0	34,000,000	0	0	34,000,000	3月の大雪により、年度内の事業完了が困難となったため
合 計			51,000,000	0	51,000,000	0	51,000,000	0	0	51,000,000	

令和 6 年度軽井沢町水道事業会計予算繰越計算書の報告につ
いて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定に
より、令和 6 年度軽井沢町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報
告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出
軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

令和6年度軽井沢町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金等			
1 水道事業資本的支出	1 建設改良費	配水管仮設移設古宿11工区工事	円 25,465,000	円 11,800,800	円 13,664,200	円 0	円 0	円 13,664,200	円 0	円 0	公共下水道管路施設古宿11工区その2工事の進捗に関連し、工期延長したため。
合計			25,465,000	11,800,800	13,664,200	0	0	13,664,200	0	0	

令和 6 年度軽井沢町下水道事業会計予算繰越計算書の報告に
ついて

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定に
より、令和 6 年度軽井沢町下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり
報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出
軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

令和6年度軽井沢町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要する たな卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金等			
1 公共下水道事業資本的支出	1 建設改良費	社会資本整備 総合交付金公共 下水道管路施設 古宿11工区その 2工事	円 35,981,000	円 7,579,000	円 28,402,000	円 11,689,000	円 0	円 16,713,000	円 0	円 0	マンホール設置に係る特殊工法の手配に不測の日数を要したため
		社会資本整備 総合交付金公共 下水道管路施設 古宿11工区その 2工事 施工監理委託	1,186,000	0	1,186,000	0	0	1,186,000	0	0	工事施工期間の延長に伴う契約期間の延長
		社会資本整備 総合交付金軽井 沢浄化管理セン ター及び雲場ポ ンプ場実施設計 委託	70,490,000	48,490,000	22,000,000	11,000,000	0	11,000,000	0	0	雲場ポンプ場耐震補強案と現場条件の整合に不測の日数を要したため
合計			107,657,000	56,069,000	51,588,000	22,689,000	0	28,899,000	0	0	

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを議会に報告する。

記

令和 5 年度国補重要文化財・旧三笠ホテル防災・活用整備工事変更請負契約の締結について

令和 7 年 6 月 5 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成 22 年 3 月 3 日議会議決）第 2 項の規定により、令和 5 年度国補重要文化財・旧三笠ホテル防災・活用整備工事変更請負契約の締結について、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 6 月 3 日

軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫



建設工事変更請負契約書

- 1 工 事 名 令和5年度 国補 重要文化財・旧三笠ホテル
防災・活用整備工事
- 2 工 事 場 所 重要文化財旧三笠ホテル
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢 1339-342
- 3 工 期 変更なし
- 4 請 負 代 金 額 変更なし
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 変更なし
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金額 変更なし
軽井沢町財務規則第124条第3項第1号の規定による。
- 6 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり

令和5年12月21日付で契約を締結した上記工事の建設工事請負契約（令和6年6月20日付で締結した変更契約及び令和6年9月19日付で締結した変更契約及び令和7年2月14日付で締結した変更契約を含む。）を上記のとおり変更することについて、変更契約を締結する。

なお、軽井沢町長の専決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、変更後の契約についても原契約において定められた事項を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年6月3日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381番地1
氏 名 軽井沢町長 土 屋 三 千 夫

受注者 住 所
氏 名

長野県長野市南石堂町1277番地
清水建設株式会社 長野営業所
所 長 山 鹿 武



印

令和5年度 国補 重要文化財・旧三笠ホテル防災・活用整備工
事変更一覧

【増工額】

(1) 外構工事 サイン工事	1,886,800 円
(2) その他現場精査による数量変更	1,208,900 円
<u>増工額合計</u>	<u>3,095,700 円</u>

【減工額】

(1) 外構工事 遺構出土対応	△2,071,900 円
(2) 設備工事 炎感知器	△1,023,800 円
<u>減工額合計</u>	<u>△3,095,700 円</u>

<u>変更額合計（税込）</u>	<u>0 円</u>
------------------	------------

<u>契約額（税込）</u>	<u>941,974,000 円</u>
----------------	----------------------

一般社団法人軽井沢町振興公社の経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般社団法人軽井沢町振興公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

公益財団法人軽井沢大賀ホールの経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人軽井沢大賀ホールの経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫